

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
 平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
 平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
 平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
 平成19年11月14日付け付議第 22号事件
 平成19年12月12日付け付議第 23号事件
 平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
 平成20年 5月21日付け付議第 4号事件
 平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件
 平成20年12月10日付け付議第 3号事件
 平成21年 2月 4日付け付議第 2号事件
 平成21年 6月10日付け付議第 5号事件
 平成21年11月26日付け付議第 6号事件
 平成21年11月26日付け付議第 7号事件
 平成22年 3月10日付け付議第 1号事件
 平成23年 3月 9日付け付議第 1号事件

求 積 明 書

電波監理審議会主任審理官 殿中

平成23年5月13日

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一
 弁護士 只 野 靖
 弁護士 村 上 一 也



記

1. 総務大臣による周囲雑音の定義は、国際規格及び国内規格とは全く異なるものである。そこで、総務大臣はいかなる根拠に基づいて周囲雑音を定義したのか、その根拠内容を明らかにされたい。
2. 総務大臣は、国際的には「周囲雑音には信号波や通信波を含まない」とされていることを認識しているのか、明らかにされたい。
3. 総務大臣による周囲雑音の定義は、JIS C60060-161:1997での無線雑音の定義内容（「時間的に変化する電磁的現象の一種で、あきらかに情報を伝えず、かつ、希望信号に重畳又は結合する可能性のあるもの」と同じであるのか、それとも同定義内容とは異なるのか、明らかにされたい。
4. 総務大臣による周囲雑音の定義では、明らかに情報を伝えている信号波も「周囲雑音」に含まれるのか、明らかにされたい。
5. 総務大臣による周囲雑音の定義に従った場合、「信号対雑音比」という概念はどのように解釈することになるのか、「信号対雑音比が55デシベル」という規定はどのような意味内容となるのか、明らかにされたい。
6. 総務大臣は、「答申」4. 3. 3「その他の注意事項」において、「野外の測定では、無線局等の到来電波や周囲雑音の混入が予想されるため・・・」とし、無線局等の到来電波と、周囲雑音を区別していた。同答申3. 1. 1でも、「屋内に設置された高速PLC設備から漏えいする電波の強度を、離隔距離において、周囲雑音レベル程度以下に制限する。なお、離隔距離は、商業・住宅環境で10m、田園環境で30mとした。また、これらの環境における雑音について我が国の最近のデータがないため、ITU-R勧告P. 372-8のデータ（昭和41年～46年に米国で実測されたもの）を利用することとした。」とし、周囲雑音レベルとして勧告ITU-R P. 372の値及び電磁雑音の区分を参照し

ていた。総務大臣は、周囲雑音の定義を途中で変更したのか。変更したのであればその時期を明らかにし、変更していないのであれば上記答申の該当部分をどのように説明するのか、明らかにされたい。

7. 総務大臣は、その準備書面4(1)の7ページ先頭のパラグラフにおいて、「なお、PLC漏えい波が周囲雑音と同レベルであれば、理論上、PLC動作時の電界強度は周囲雑音の電界強度に比べて3dB(実効値)上昇する。」と主張している。総務大臣の定義する「周囲雑音」は、自然雑音、人工雑音、信号波、通信波等全てを包含するものであるため(総務大臣準備書面3(1))、その値は約50dBもの幅を持つことになるが、本主張における「周囲雑音と同レベル」とは、その50dBの範囲のどこを指すのか、明らかにされたい。また、「理論上周圍雑音の電界強度に比べて3dB上昇する」ことについて、完全なトレースが可能になるよう、詳細に説明されたい。

8. 総務大臣は、その準備書面4(1)の7ページ第2パラグラフにおいて、「周囲雑音が周波数・時間と共に何10dBも大きく変化したためと考えられる。」と主張している。総務大臣の定義する「周囲雑音」は、自然雑音、人工雑音、信号波、通信波等全てを包含するものであるため、その値は約50dBの幅を持つことになり、周波数によって大きくデコボコするのは当然であるが、一方当該測定データは、数分間の平均データである。にも関わらず、総務大臣が「周囲雑音」について、平均データすらも「時間的にも大きく変化」したと結論した根拠を提示されたい。

9. 総務大臣は、その準備書面4(2)において、「この原因は、家屋の特殊な状況によるものと考えられる。」と主張し、その「特殊な状況」の説明として、「照明器具とエアコン以外に電気機器は無く、しかも測定時にエアコンのスイッチを切っており、照明器具は夜間しか使われなかった。従って、一般の家屋と異なって、これらの電気機器によるPL

C信号電力の吸収減衰が無いため、漏えい波が低下しなかったものと考えられる。」と指摘する。

しかしながら、そもそも屋内電力線に電気機器が接続されていればP L C信号電力が吸収減衰されるといった主張は、「答申」策定時には一切なされておらず、かかる主張の信用性には著しい疑義がある。

そこで、総務大臣においては、屋内電力線に電気器機が接続されていれば、P L C信号電力が吸収減衰されることを裏付ける証拠を、提出されたい。

10. 総務大臣準備書面(26)「2. 測定対象P L C機器の信号周波数帯」によれば、同項記載のグラフは、舟木鑑定人から提出された「報告書掲載分_電流」というファイルに基づき、作成されたものとのことである。

しかしながら、異議申立人はこれまで、同鑑定人から「報告書掲載分_電流」というファイルを受領したことがない。

そこで総務大臣は、どのようにして「報告書掲載分_電流」というファイルを舟木鑑定人から受領することができたのか、その経緯を詳らかにされたい。

以 上